

(9) 実習を担当する教諭の免許状を取得する方法

ア 中学校教諭の普通免許状

中学校教諭の普通免許状（職業実習）の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第5）

授与を受けようとする免許状	在職年数及び単位数 基礎資格	最低在職年数	最低修得単位数								
			教科に関する科目	教職に関する科目					教科又は教職に関する科目	合計	
				第三欄	第四欄		第六欄	第二欄			計
				教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教職実践演習	教職の意義等に関する科目			
専修免許状	一種免許状を有する者	教員として3								15	15
一種免許状	二種免許状を有する者	教員として3	10	1	3	1	5				15
		教員として4	5								10
二種免許状	イ										
	ロ										
	ハ	教員として6	10	3	4	3	10				20
		教員として7	8	2	3	2	7				15
		教員として8	5	1以上	1以上	1以上	5				10
ニ	教員として6	5	1以上	1以上	1以上	5				10	

備考

- 二種免許状に係る基礎資格のイ～ニは、以下のとおりである。
 - イ 大学において、職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者。
 - ロ 大学に2年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、3年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者。
 - ハ 職業実習についての中学校助教諭の臨時免許状を有する者。
 - ニ 職業実習についての中学校助教諭の臨時免許状を有する者で、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校を卒業した者。

- 2 一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の最低在職年数（一種免許状…3年、二種免許状のハ…6年）を越える在職年数には、校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職にあった期間を通算することができる。また、一種免許状の授与を受ける場合は、これに加え、専科担任制度により小学校（義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部を含む。）において教諭又は講師の職にあった期間を通算することができる。
- 3 最低修得単位数は、基礎資格を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。ただし「教科又は教職に関する科目」の単位は、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。
- 4 「教科に関する科目」の単位は、下表のとおり修得するものとする。

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数		
		10単位	8単位	5単位
職業実習	産業概説	4科目以上	4科目以上	3科目以上
	職業指導			
	「農業、工業、商業、水産」			
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」			

※「 」内の科目については、いずれか1以上

- 5 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおりであるが、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
		各教科の指導法
		道徳の指導法
		特別活動の指導法
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	
生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	
	進路指導の理論及び方法	
第六欄	教職実践演習	
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)
		進路選択に資する各種の機会の提供等

イ 高等学校教諭の普通免許状

高等学校教諭の普通免許状（看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習）の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第5、附則第9項）

授与を受けようとする免許状	在職年数及び単位数 基礎資格	最低在職年数	最低修得単位数								
			教科に関する科目	教職に関する科目					計	教科又は教職に関する科目	合計
				第三欄 教育の基礎理論に関する科目	第四欄 教育課程及び指導法に関する科目	第六欄 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	第二欄 教職の意義等に関する科目				
専修免許状	一種免許状を有する者	教員として3								15	15
一種免許状 実習助手	イ										
	ロ	教員として3	5	1以上	1以上	1以上	5			10	
	ハ ニ ホ ヘ	3	5	1以上	1以上	1以上	5			10	
		3	5	1以上	1以上	1以上	5			10	
		6	5	1以上	1以上	1以上	5			10	
3		5	1以上	1以上	1以上	5			10		

備考

- 一種免許状に係る基礎資格のイ～へは、以下のとおりである。
 - 大学において当該実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技能優秀と認められる者。
 - 当該実習についての高等学校助教諭の臨時免許状を有する者。
 - 大学において当該実習に係る実業に関する学科を専攻して、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有する者。
 - 高等専門学校において、実習に係る実業に関する学科を修め、卒業した者。
 - 高等学校において、実習に係る実業に関する学科を修め、卒業した者。
 - 上記以外の者で、9年以上その学科に関する実地の経験を有する者。
- 一種免許状の授与を受ける場合の最低在職年数（3年）を越える在職年数には、校長、教頭、教育長、指導主事、又は社会教育主事の職にあった期間を通算することができる。
- 最低修得単位数は、基礎資格を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。ただし「教科又は教職に関する科目」の単位は、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。

4 「教科に関する科目」の単位は、下表の科目について、「実習」の科目を修得するものとする。

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
看護実習	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	2科目以上 5単位
	看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	
	看護実習	
家庭実習	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	
	被服学(被服製作実習を含む。)	
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	
	住居学(製図を含む。)	
	保育学(実習及び家庭看護を含む。)	
	家庭電気・機械及び情報処理	
情報実習	情報社会及び情報倫理	
	コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	
	情報システム(実習を含む。)	
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	
	マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	
	情報と職業	
農業実習	農業の関係科目	
	職業指導	
工業実習	工業の関係科目	
	職業指導	
商業実習	商業の関係科目	
	職業指導	
水産実習	水産の関係科目	
	職業指導	
商船実習	商船の関係科目	
	職業指導	
福祉実習	社会福祉学(職業指導を含む。)	
	高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	
	社会福祉援助技術	
	介護理論及び介護技術	
	社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	
	人体構造及び日常生活行動に関する理解	
加齢及び障害に関する理解		

5 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおりであるが、1以上の事項の単位修得で足りる。

	教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
		各教科の指導法
		道徳の指導法
		特別活動の指導法
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)
第六欄	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)
		進路指導の理論及び方法
第二欄	教職実践演習	
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)
		進路選択に資する各種の機会の提供等